

# 全国障害者スポーツ大会中四国ブロック予選会参加費補助金交付要綱 新旧対照表

新

旧

附 則

- 1 この要綱は、平成22年4月20日から施行する。
- 2 この要綱は、令和9年5月31日限り、その効力を失う。ただし、この要綱に基づき交付された補助金については、第5条第4号及び第7号並びに第7条の規定は、同日以降もなおその効力を有する。

附 則

- 1 この要綱は、平成24年4月1日から施行する。ただし、次項の規定は、同年3月26日から施行する。
- 2 第4条の規定による申請は、この要綱の施行の日前においても行うことができる。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、平成22年4月20日から施行する。
- 2 この要綱は、令和6年5月31日限り、その効力を失う。ただし、この要綱に基づき交付された補助金については、第5条第4号及び第7号並びに第7条の規定は、同日以降もなおその効力を有する。

附 則

- 1 この要綱は、平成24年4月1日から施行する。ただし、次項の規定は、同年3月26日から施行する。
- 2 第4条の規定による申請は、この要綱の施行の日前においても行うことができる。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

新

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年4月18日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

旧

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年4月18日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

新

別表第1（第3条関係）

1 補助対象	2 補助対象経費	3 補助率
全国障害者スポーツ大会中四国ブロック予選会に参加する団体競技チーム	(1) 交通費 ア 鉄道料金(特急料金を含む。) イ 自動車燃料代 ウ 有料道路料金 エ バス借上げ料等 オ 旅行保険料 (2) 宿泊料金 宿泊料(注)	補助対象経費について 10分の10以内

(注) 職員の旅費に関する条例(昭和29年高知県条例第36号)別表第1の1に規定する乙地方の宿泊料(1夜当たり7,300円)を上限額とする(宿泊諸費及び旅行雑費は、含まない。)

旧

別表第1（第3条関係）

1 補助対象	2 補助対象経費	3 補助率
全国障害者スポーツ大会中四国ブロック予選会に参加する団体競技チーム	(1) 交通費 ア 鉄道料金(特急料金を含む。) イ 自動車燃料代 ウ 有料道路料金 エ バス借上げ料等 オ 旅行保険料 (2) 宿泊料金 宿泊料(注) (3) PCR検査料 ア 検査手数料 イ 検査キット送付料	補助対象経費について 10分の10以内

(注) 職員の旅費に関する条例(昭和29年高知県条例第36号)別表第1の1に規定する乙地方の宿泊料(1夜当たり7,300円)を上限額とする(宿泊諸費及び旅行雑費は、含まない。)